

平成23年柴田町議会第4回臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明	君
都市建設課長	大久保政一	君
上下水道課長	加藤克之	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	相原健一	君
地域再生対策監	宮城利郎	君
税収納対策監	小笠原幸一	君
公共施設管理監	小野宏一	君
教育委員会部局		
教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	加茂和弘	君
その他の部局		
代表監査委員	中山政喜	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第1号)

平成23年8月2日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例
- 第 4 議案第2号 平成22年度槻木小学校大規模改造工事(繰越明許)請負契約について
- 第 5 議案第3号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成23年柴田町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番舟山 彰君、14番星 吉郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

日程第3 議案第1号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、東日本大震災により被災した65歳以上の第1号被保険者の保険料について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく平成23年度介護保険臨時特例補助金を受けて、町として被災規模の状況等を適切に考慮し、保険料を減免することにより、被保険者を支援するため制定するものでございます。

減免の内容は、人的被害及び居住する住宅に損害を受けた方、また、失業や事業廃止等で収入の減少した方並びに原子力災害対策特別措置法に基づく避難者に対し、損害程度などに応じて割合を定め、それぞれ減免するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします。議案書1ページをお開きください。

議案第1号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例であります。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、本条例は、東日本大震災により被災した65歳以上の第1号被保険者の平成23年度分の保険料について、被災規模の状況等を適切に考慮し、保険料を減免するものであります。

大震災発生後、これまで本町では、介護保険条例の現行規定によりまして被災者に対する介護保険料の徴収猶予、減免、介護サービス利用の支払い猶予等の被災者救済を講じてまいりました。今回、国から5月2日施行の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、6月30日付で平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第1号被保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準が示されたところです。すなわち国が示した減免措置の内容について国庫補助を行うということでございます。

今回の震災は通常の被害とは異なり、大規模、広範囲に及ぶものでありまして、国が示した減免措置は、本町が行っていた介護保険条例の現行規定による減免措置より拡大して被災者支援を行うこととなります。これを受けまして、本町としましても介護保険第1号被保険者の保険料について、被災規模の状況等を考慮して適切に減免し、被保険者を支援するために新たな条例を制定することとしました。

それでは、今回の条例の主な点についてご説明申し上げます。

第1条の趣旨であります。平成23年東日本大震災による災害の被害者で介護保険料の納付義務のある者に対する平成23年度分の減免を行うものです。

第2条に保険料の減免内容を規定しております。第2条の第1項の規定ですが、第1号被保険者または世帯の生計維持者が死亡または障害者となったとき、保険料の全額を減免するものです。介護保険条例の現行の減免規定では、人的被害があり、かつ収入が著しく減少していることが要件とされてありますが、本条例では人的被害の事実のみで減免するものであります。

第2条第2項の規定であります。第1号被保険者または生計維持者が居住する住宅に半壊以上の被害があった者を要件に、損害の程度の区分に応じて全部または2分の1の減免を行うものであります。災害の日に居住する住宅の被害を減免の対象とするもので、範囲を拡大するものであります。

続いて、第2条第3項の規定ですが、災害により被害を受けたことによる収入減に係る減免であります。次の表のとおり、平成22年中の合計所得金額とそれに対する収入減による見積所得割合の区分に応じてそれぞれ減免を行うものであります。ただし、減免割合が2分の1となる収入減の区分について、生計維持者が失業し、または事業を廃止したこと等により、当面の間、無収入となる世帯に対しては全額減免とするものであります。

続いて、第2条第4項の規定であります。原子力災害対策特別措置法に係る避難者に対する減免でありまして、福島原発の事故に係る避難を行った方に対する保険料を全額減免とするものであります。

第3条は減免の申請に係る規定でありまして、平成24年3月31日までを期限とするものであります。

第4条は減免の取り消しに係る規定でありまして、虚偽申請などに対する措置であります。

第5条は委任の規定であります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 介護保険において、今回の震災後の特例というか制度では、実際に住民登録していないところでも避難した場所で介護保険サービスが受けられるようにもなってい

と思うんですが、当然、柴田町の中にもそういう対象になるというか、介護保険のサービスを受けながら柴田町に避難をしてきている方もおられると思います。中には、介護サービスを受けるための勝手というか、受けやすさを考えて既に柴田町に住民登録をされた方もいますが、今回のこの減免制度というのは確かに非常にいいものなんですけれども、ただ、利用者に対して周知をする上でどのようにしていくのか。

例えば住民登録は、例を挙げれば、互理に居住していて被害を受けて、柴田町に避難をしてきて柴田町で介護サービスを受けるといった場合に、現地の災害対策本部あたりから柴田町に避難されている方に対してこういう情報が流れてくるのか、あるいは柴田町からそういう人に対して情報を提供するのか。そういう方というのは、結局情報の、例えば互理の、柴田町でいえばお知らせ版みたいなのが流れてくるわけではないし、柴田町では逆に区長さんを通じて柴田町のお知らせ版なんか配られる対象になっているところとなっていないところがあると思うんですが、そういう部分についてどのように対処されるのか伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ただいまのご質問の減免の対象者となる範囲でございますが、原則的には柴田町に住民登録されている方が対象となります。避難されて柴田町に住民登録していない方については、それぞれの住所地のあるところの市町村が保険者になりますので、そちらから賦課され、また減免のいろんな制度利用、運用がされるものと思うんですが、柴田町のほうからそういう避難者に対してということになりますと、その範囲もちょっと把握し切れていませんので、お知らせ版等で私のほうで広報しようと思っておりますが、それをごらんになって問い合わせ等あった場合に、助言、アドバイス等をしてまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それと、当然考えられていると思うんですが、確認のため。震災後に避難してきて住民登録をして柴田町で介護サービスを受けるとなった方は、当然、震災時の居住地における被災の状況において減免の程度が判断されるとなっているんじゃないかなと思うんです。そこはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） おっしゃるとおりでございますが、罹災を証明する書類が必要となります。それによってこちらで判断させていただくということになります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 最後に要望も兼ねてなんですけれども、こういう減免制度をつくって実際に施行する場合に、特に介護保険は高齢者のみの世帯でも利用する場合があると思うんです。ただ、制度の周知においてなかなか理解できない、そういう方もおられると思うので、そういう方に対する対処というか、公的な制度の基本は申請主義なので、例えば高齢者の方がこういう制度があるとわからなくて申請に来なかつたりとか、あるいはあっても自分が対象であるとわからない場合もあると思うんですが、そういう部分について今後の対処の方法を伺って、できればそういう方に対する対処を丁寧に考えていただきたいという要望も含めて質問したいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今回の減免等の対象となる範囲といたしますか、見込まれる範囲等なかなか把握し切れない部分があるんですが、まず把握できる部分、これは、建物被害について罹災証明を町のほうで発行しておりますので、その対象者、現時点といたしますか7月7日現在の数字なんです、150件の半壊以上の被災者に対し、第1号被保険者がいらっしゃる数字として153名と把握しております。また、転入されてきた方で住民登録している方の65歳以上といたしますか第1号被保険者の数も把握しておりますので、その方については個別通知を行おうと思っています。ですので、私のほうでその対象者を把握しておりますから、手続を終えられた方、終えられてない方というのがわかりますので、そこら辺親切に対応していきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

槻木小学校は、昭和50年度に建築し、既に36年が経過いたしました。その間、平成14年度と15年度にトイレの水洗化と体育館床の改修を行っております。今回は、校舎の長寿命化を図るため、外壁と内壁の補修及び塗装改修並びに教室・廊下の床材の改修を行うものです。

本年、改修工事の実施設計が完了いたしましたので工事を行うものでございます。

既決予算に基づき、制限付一般競争入札の特別簡易型総合評価方式として、7月5日に入札公告を行い、7月22日に入札執行いたしました。

入札参加業者は、株式会社平間組、株式会社本田組、株式会社畑中工務店、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の5者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億2,600万円で工事請負仮契約を7月26日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 最初に、入札、契約にかかわる内容について説明いたします。議案書5ページになります。

本議案は、平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）になる事業です。その請負契約にかかわる内容が今回の議案となります。

7月22日、入札により施工業者等の選定を行い、請負仮契約を終えております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約に至る状況です。今回の入札契約の方法については、工事設計額が2,500万円以上となったことから制限付一般競争入札としました。その上、地域企業の参画に配慮し、価格と品質の両面から総合的に評価する特別簡易型総合評価落札方式を適用いたしました。今回の総合評価落札方式では、評価点の満点を100点とした上で、価格点を85点、それ以外の評価項目、施工実績であり技術者力、地域貢献度等ありますが、その6項目について総点で15点を設定しています。総合得点の高い者を落札者とする方式をとりました。

別冊になりますが、工事請負契約案件資料をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目は入札参加者です。入札参加資格を大河原土木事務所管内に本店を有する者とし、建設業法による県の経営審査点、A等級、Aランクですね、A等級保持の制限を設け、7月1日に入札の公告をいたしました。町内2社と町外から3社、計5社の参加となっています。

次のページをごらんください。入札の結果調書です。

上の欄です。入札の執行日は7月22日、予定価格は1億3,011万円、最低制限価格は1億793万1,000円です。工期は平成23年12月22日まで。

落札者決定の流れについて説明いたします。下の欄です。

まず、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にある者を総合評価の対象とします。今回は全社が範囲内の応札額となりました。結果は右の欄の入札価格をごらんください。最低入札額1億2,000万円で応札した5番松浦組に価格点85点を設定します。最低入札以外の者については、その応札金額に応じて価格評価点を計算します。最低入札額との比率で計算しますが、今回の結果では第2位が84.65、最低点が79.07になっています。

その次に価格以外の評価点です。左の欄になりますが、企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等処分による減点、本社所在地、除融雪・災害対応等、ボランティア活動、地域住民の雇用貢献、おのおのの評価点を算出し総合評価点を計算します。この総点で最高得点を獲得した者が落札者となります。今回の入札では5番松浦組が、価格点、価格以外の評価点、いずれも満点、最高評価得点者となり、落札となりました。契約金額は、入札価格に消費税を加算し1億2,600万円となります。

以上、入札、契約にかかわる説明となります。

○議長（我妻弘国君） 同じく補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 初めに、A3の資料になりますが、平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）に数字の訂正箇所がありましたので、資料の差しかえをよろしくお

願いたします。訂正箇所につきましては、資料の上の段の表になりますが、1列目の改修対象室の欄の4行目、特別教室の教室数と、4列目、内装改修工事の欄の6行目、落下防止手すりの設置教室数、それから次の塗装改修工事の欄の4行目、天井の面積、それから、右下の表になりますが、3行目の仮契約締結日の4カ所になります。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

槻木小学校の大規模改造工事は、平成22年度に大規模改造工事の実施設計を行いまして、平成22年度の安全・安心な学校づくり交付金の補助対象事業となっております。平成23年3月議会において繰越明許工事としてお認めをいただき、今回、発注準備が整いましたので平成23年7月22日に入札を行いました。

右下の表をごらんいただきたいと思います。

請負業者は株式会社松浦組となります。請負金額が1億2,600万円、仮契約締結日が平成23年7月26日で工期は平成23年12月22日までとなっております。

工事の概要につきましては、上の欄の表をごらんいただきたいと思います。

今回改修の対象となりますのは、普通教室が24教室、プレイルーム、特別教室が8教室、廊下、管理棟となっております。

まず建築工事についてですが、外部改修工事として、校舎ホールに雨漏りが発生しておりますので屋上の防水工事を行います。外壁については、ひび割れ、欠損部分を補修した上で壁面全体の吹き付け塗装を行います。

建具改修工事といたしましては、高学年教室や特別教室の引き戸の改修と窓枠サッシのかぎの交換、シーリング等を行います。

内装改修工事につきましては、教室と廊下の床のタイルや塩ビシートを張りかえます。また、階段の滑りどめの交換や壁のクロスの張りかえ、2階、3階教室の北側窓に児童落下防止の手すりを設置いたします。

塗装改修工事といたしましては、教室や廊下の壁と天井及び床の塗装を行います。

次に、電気設備工事ですが、内装改修工事に伴い蛍光灯やスピーカー等の取り外しと再設置を行います。また、コンセント、スイッチ類は新しいものと交換をいたします。

機械設備工事につきましては、地盤の沈下により雨水排水が不良となっておりますので、排水管と枡を新たに設置するものです。

以上で工事の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- 17番（白内恵美子君） この工事に伴い、冷房や扇風機設置も一緒に行ったらどうなんでしょう
うか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 今のところ設計上は入っておりませんが、冷房につきましては、職員室、校長室、それから図書室、保健室等にはつけていきたいと考えております。それから扇風機につきましても、普通教室に、今回はつけられるかどうかわかりませんが、つけるということで進めてまいります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） そうしますと、この工事をやりながらその設置も行うということなん
でしょうか。確認です。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 冷房につきましては、今回設置していきたいということで考
えております。扇風機については、できるだけ早目に設置するように進めてまいりたいと思
います。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。
- 17番（白内恵美子君） 扇風機の場合、ただ置く方式であれば特に後からの工事は要らないか
とは思いますが、もし壁や天井に設置しようとするのであれば、こういう工事のときに一
緒にすべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- それから、工事そのものではないんですが、せっかく壁もきれいにするわけですし、この
際、カーテンも全部きれいにするととても見ばえがよくなると思うんですが、考えていない
でしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（小池洋一君） 扇風機については全小中学校に設置するように進めてきたわけ
なんですけれども、今現在メーカーにも扇風機が全然ないという状況でしたので、若干時間
をかけながら設置していきたいということで考えております。
- それから、カーテンについては今後検討させていただきたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。
- 12番（舟山 彰君） 1点目は、提案理由で、槻木小学校が既に36年が経過した、今回校舎の
長寿命化を図るためとあるんですけれども、町としては、例えば今回この長寿命化を図ると

いうことは将来新しく建て直すという考えがないのでしょうか。逆に言えば、いつごろ場合によっては建て直すという考えがあるというのでしょうか。といいますのも、私も文教厚生委員会などで前から視察していて、やはり小学校、古いのと今回地震でも被害を受けていますので、今回はこういう大規模改造工事ということではありますが、やはりいつかは建て直すという考えがあってもいいんじゃないかなと思いますので、町としてこの長寿命化を図るということをもうちょっと説明お願いしたいと思います。

2点目は、この入札の総合評価落札方式というのを改めて見ますと、我々もなるべく地元仕事を発注してほしいと要望していますから、この方式がそういう意味では望ましい方法なんですけれども、逆に町外の業者からすると、価格以外の評価の本社所在地から地域住民の雇用貢献、合わせると7点になるんですけれども、今回の1から3番までの町外の業者の方たちは全部ゼロ。当然といえば当然というとおかしいんですけれども、町外の業者からするとここで必ずといっていいほど7点ぐらい差がつくんですよね。そういう意味では町外の業者からすると不公平というふうにとられるような気がするんですけれども、逆に言えば、我々からすると地元の業者さん、本社があつたりいろんな町の仕事も手伝っているとか、そういう意味での貢献度ということでここはいいんですけれども、ちょっと私、本当に公平な入札制度という観点からすると、町外の業者の方からはちょっとここ不満とか何か出ないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目については教育総務課長、2点目については財政課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 長寿命化というふうなご質問ですが、学校施設、鉄筋コンクリートにつきましては耐用年数が60年ということになっております。36年経過しておりますので、経年劣化した部分については今回改修するということになります。20年以上経過した施設については、大規模改修の対象になるということになっております。36年経過して、次20年以上経過すれば、次については、20年経過後については建てかえの方向で検討していかざるを得ないということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 総合評価方式なんですけれども、議員おっしゃるように、地域企業のいわゆる育成と、反面、不公平感があるのではないかということをお互い持たせようという方式であることは町としても認識しております。ただ、これは県内の各市町村でもって同じような方式でなされ、業者さんもある程度その辺については納得した上での入札となっていると思います。町外の業者さんがとるためには、最低制限価格すれすれの応札でもって初めて可能性が

出てきます。逆に言うと、地域内のいわゆるメリットがあったといえ、町内の業者さんについても価格点についてはかなり精査をしなければいけないという一つのモチベーションはあるかと思っています。これが未来永劫続くわけではありませんし、7点差の点数についても毎年見直しを行い、近隣市町村、県の状況を踏まえながら入札のたびに設定がえをしていくということは流動的に考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えばこの企業の施工実績とか配置技術者の能力、これはみんな大体5点とか3点とか同じなんですかね。差が例えば一つの業者は場合によっては4点とか、施工実績とかですよ。みんな一緒というのはちょっと、これもどうなんでしょうか。県なんかのこういう評価方式に見習ってというよりも、もうこういう建設関係ですからこの業者さんについては施工実績はこうだよという、統一した資料というのでもないけれども、出ているんでしょうか。それとも、改めて柴田町としての評価方式の中でのこの施工実績なんですか。結局、施工実績が全部5という評価になるんでしょうか。ちょっとそこを、技術者の能力とかもですね、今回のように応募したところがみんな施工実績が5で一緒と。ここ少しは差がつくということはないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今回の制限付一般競争入札、今回はそうなるんですけども、その中で県の総合審査点Aランクという設定をかけておりますので、ほとんどがそれくらいの実績は持つということです。

ただ、本田組さんが実績、能力とも零点になっておりますけれども、本田さんは実績はあって県のAランクなんですけど、ジョイントでやったために、いわゆる自分の持ち分といいますか、施工分が5割を切ってしまうんですね。今回の入札の枠組みの中ではそれは切ってしまうと零点となってしまいますので、今回の方式では零点にせざるを得なかったという状況になっています。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今の舟山議員の質疑にも関連するんですけども、先ほど来から話題になっています価格以外の評価点ですね。町外業者については7点のハンディが必ずあるということについて、そうすると必然的に町内にある数少ないAランクの企業が結局工事を請け負うことになるんですけども、ただ、やはり最近見ているのは、非常に一つの会社さんに集中しているなという部分がありまして、その辺の今後の公共工事のあり方として、

当然その業者さんが努力をしていないとかそういう問題ではなく、ただ、客観的な公共事業の発注のあり方について、町の事業の多くの部分を一つの企業が担っていくというのは、なかなか今後の公共工事のあり方を考えてもぐあいが悪いのではないかなど考えるんですが、今後の公共工事発注のあり方についての町としての考え方を伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（平間春雄君） 今のご質問でございますが、今後の公共工事のあり方ということでございますが、今回の総合評価方式ですね、これは7点というハンディが非常に微妙な点数でございますが、町としましては町内業者育成という観点から町内業者に落札してほしいという気持ちもありますし、一方では、じゃあ適正な競争になっているかどうかというところが相反する部分がちょうどありますので、今、委員会のほうではこの点差の件について次の物件、案件についてどうしようかということで今後詰めていきたいと思っております。基本的にはこの総合評価落札方式でいきたいということはあるんですが、ただ、金額の大小によっても考え方が変わってきますので、基本的にはこの総合評価方式ということで考えております。ただ、評価点の点数のつけ方の中身についてはもう少し詰めていかないとだめだなということでは考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 私も町内の業者さんの育成という点では異論はないわけですが、ただ、だからといって無条件に受注できてしまうというような条件のもとで、企業努力やあるいは町内での雇用を確保する、そういう努力についてもとまってしまうとうまくないかなと、本来の地元企業育成の趣旨から外れてしまうのではないかと懸念を持つわけです。その点について十分考慮されたいと思います。

それから、ちょっと外れるかもしれませんが、今後、例えば町内のAランク企業について、今2社だけありますけれども、2社以外のところで例えばAランク工事を受注できるような業者が出てくる見込みというのはどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今回は建築にかかわるAランク業者さんですが、町内の中では近いうちに上がってくる可能性についてはまだ低いかなとは見ています。町内についてはAランクの業者は二つと考えています。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号平成22年度槻木小学校大規模改造工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第3号平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、引き続き東日本大震災に関する災害復旧事業費の見直し補正、倒壊家屋等解体処理費用の手續に伴う増額、震災住宅改修事業補助及び重点分野雇用創出事業に係る増額補正などが主な内容であり、その財源として、国県支出金、町債、財政調整基金、寄附金などを充当いたします。

また、地方債の変更をあわせて行うものでございます。

これによります補正額は4億8,863万5,000円となり、補正後の予算総額は132億596万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足説明となります。議案書7ページです。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ4億8,863万5,000円を追加し、補正後総額を132億596万9,000円とするものです。

地方債補正を説明いたします。10ページお開きください。

災害復旧費について、補助事業確定分について相応する起債予定額を追加しています。1億2,130万円を追加し、補正後の限度額を1億9,950万円としています。

歳入について説明いたします。13ページです。

第15款国庫支出金、衛生費国庫補助金、7,429万8,000円の追加は、災害廃棄物処理費429万8,000円と倒壊家屋の解体にかかわる補助金7,000万円の合計額になります。土木費国庫補助金では、これまでの災害査定で認められた44件の災害復旧にかかわって1億4,987万円を追加補正いたします。労働費補助金です。1,307万円の追加です。職業訓練センターの整備にかかわる補助金となります。

第16款県支出金、1項県負担金、民生費県負担金です。震災にかかわる災害対策負担金として支弁されるもので、6,319万円を計上します。2項県補助金、商工費補助金は重点分野雇用創出事業の追加として措置されたもので、462万5,000円を計上します。被災地からの雇用や復興にかかわる事業等が採択基準となっています。

下の段です。第18款寄附金、総務費寄附金です。震災にかかわっての寄附金1,606万8,000円を計上しています。

14ページごらんください。

第19款繰入金で財政調整基金からの繰り入れ4,621万4,000円です。この取り崩しで財源調整機能としての基金規模は、これは財政調整基金と町債等管理基金の合計になりますが、約3億円となっています。

第22款は町債です。2目土木債と5目教育債、この減少は災害にかかわる事業整理として措置いたしました。この減少分は災害復旧事業債のほうに移動しています。災害復旧事業債は1億9,950万円を計上します。

歳出です。15ページお開きください。

第2款総務費では、重点分野雇用創出事業にかかわって人件費309万7,000円を追加しています。

第3款民生費では、震災にかかわって災害救助費として5,350万円を増額補正です。災害弔慰金、埋葬等に係る給付、災害援護資金貸付金の中身となります。

下の段、第4款衛生費、環境保全費です。重点分野雇用創出事業で貸金162万8,000円を計上します。

16ページをお開きください。

上の段です。じん芥処理費、震災にかかわって、災害ごみ処理委託料、倒壊家屋等解体処理業務委託料、災害ごみ積込運搬料、合計になりますが、1億4,400万円を追加計上します。今回、災害廃棄物処理として国庫補助2分の1、起債2分の1の財源負担がルール化されたことから、所要の財源の組み替えも行っております。

第5款労働費、労働諸費です。仙南地域職業訓練センターの改修工事を追加補正します。災害にかかわっての復旧工事と老朽化にかかわる改修工事、その二つが合わさった工事となります。1,354万円の計上ですが、そのほとんどの財源は国庫補助金となります。

下の段、第7款商工費、商工振興費で6,010万円を追加補正します。震災住宅改修事業補助の増分で、対象世帯数を900世帯、事業規模で9,000万円と見込みます。

17ページです。

第8款土木費、土木総務費で住宅災害応急修理の修繕費1,560万円を追加します。補正後総額では4,160万円となります。事業規模では補助対象世帯数を80世帯と見込みます。

第10款です。教育費、給食センター費で修繕料20万円を計上します。これは天井の換気設備の緊急修繕の措置になります。

第11款災害復旧費、土木施設災害復旧費で1億9,697万円を措置します。災害査定を終えた道路、側溝、公園など44カ所です。この復旧工事分として計上します。

以上が詳細説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 16ページの款4衛生費のじん芥処理費のところについて伺います。委託料の倒壊家屋等解体処理業務委託料ですが、これまで町の中でも私も何件か相談を受けているんですが、支援制度の中で、例えば家屋を失って借りたり、あるいは新たに建てたりという場合には支援の対象になるけれども、壊すだけの場合には対象にならないということがよく言われていたんですが、これについて、この倒壊家屋等解体処理業務委託料というのは解体について公的負担をすると考えていいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） ただいまご質問ありましたとおり、今回の倒壊家屋に対する委託につきましては、基本的には大規模半壊以上を対象といたしまして、それで既に半壊の判定を受けて解体をした場合についても対象といたします。また、半壊と判定をされて、今後町が半壊の家屋を見た場合について、やはり住むことが困難で危ないだろうという判定をし

た場合についても対象とするということで、今後町が解体家屋について委託事業で実施していくという考え方でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） これ、実は待ち望まれていたんですね。今のご答弁の中で、確認をしておきたいんですけれども、大規模半壊まではするということなんですけれども、その後、半壊の家屋について町が見て解体が必要だと判断した場合にも制度適用になるというふうなお話に聞こえたんですが、それでいいのかなどうか。

それから対象の家屋ですが、現住居住物、要するに、震災時点、壊れた時点でその家屋に住んでいたという住宅だけが対象なのか。例えば、町外に住んでいて貸し家として貸していた家屋が半壊以上、大規模半壊、全壊というふうに判定されて解体しなくちゃならないけれども、その部分について対象範囲になるのかならないのか。結構、不動産関係で貸し家を持っている方は、全壊判定された方について、店子については補償があるけれども大家には何も補償もないというような声をよく聞くので、その辺をちょっと詳しく聞きたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます、町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 半壊については、先ほどご答弁申し上げましたとおり、半壊と判定された中でやはり居住することが非常に困難で家屋としても危ないということであれば、国のほうにも確認したんですけれども、そういう場合は、補助対象として町がきちっとそういう判断をしたとすれば補助対象に入るということを受けております。

あともう一つ、環境省のほうにも確認しているんですけれども、今回の補助対象とする家屋につきましては、罹災証明においてきちっと判断されて、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊という今判定をしておりますが、その中でもやはり大規模半壊以上については対象になるであろうと。さらに半壊につきましても、先ほどご答弁申し上げたとおり対象となることもありますけれども、今の貸し家等の大家さんの件ですね。これについては、貸し家につきましては、住んでいた方については当然罹災証明ということで罹災が出ているわけなんですけれども、大家さんについては、そこに住んでいたということじゃなくて、財産が被災したということでの被災証明となりますので、今回については町の委託事業の補助対象とはなってございません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今後、国のほうも指針を出しているのは現住居住家屋のみだったと思うので、その部分については当然早く町でも決めてやってほしいと思っていたんですが、貸し

家の部分でも結構被害が大きいんですが、その部分について、私のほうの情報ではまだ補償対象云々の国の制度の話は聞いていないんですが、町のほうで何か情報をつかんでいたら答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（佐藤富男君） 民間のアパートとか確かに貸し家等も国では対象になるようでもありますけれども、その判定につきましても、罹災証明において全壊、大規模半壊、半壊とした形での罹災証明をきちっととっていないければ対象にならないということで、今、アパート、貸し家等については被災証明ということで、判定されておられませんので、あくまでも罹災証明ということで全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊としてきちっと判断されたものが対象になるとなっております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、15ページに総務とか衛生で臨時職員、重点雇用というふうに出ているんですけれども、たしかきのう配られた広報しばたのお知らせ版にも町の臨時職員募集というふうにあったように私は見たんですが、それは前の補正のほうで、今回は、きょうこれが可決されたら、改めて広報しばた等に職員の募集というふうに出されるのかを確認したいというのが1点目です。

それから2点目が、17ページの土木総務のほうで、先ほど修繕料、住宅災害応急修理、数が80世帯と。つまりこれは町営住宅等の80世帯ということなのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 臨時の雇用の関係でございますが、今回お知らせ版に募集したという臨時雇用につきましては、ことしの6月の定例会においてお認めいただいた人件費という内容に基づいての募集ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 17ページの土木総務の修繕料1,560万円でございますが、これにつきましては4月の臨時議会で、大規模あるいは半壊以上ということで住宅の応急修理制度、1戸当たり52万円ということで当初50件を計上しておりました。今回30件、トータルで80件ということで補正をお願いしているものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 1点目の6月の定例会で決められたのが今度の8月1日ですか、お知ら

せ版に出したと。そうすると、町としてこの臨時職員を募集するのにかかる手続というのが最低でも1カ月とかかかるんでしょうか。そうすると、きょう例えばこれ可決したとしたら、今度のこの臨時職員の募集にもお知らせするのには最低やっぱり1カ月ぐらいはまたかかるかと考えていいのかどうか1点目です。

それから、2点目の住宅災害は、つまり町民の一般住宅が対象だと理解していいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 1点目について総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 雇用の関係でございますが、募集につきましては、お知らせ版、それからハローワークを通しましてそういう手続を踏まえますのでそのような期間が必要だということで、今回9月からの雇用ということで考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 対象世帯ということですが、議員お見込みのとおりでございます。一般世帯ということで考えてよろしいです。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 2点目の都市建設課長への質問だったのは、つまり土木総務費でこの修繕料とかと出ていて、あと一方は、前のページの一番下の商工費に震災住宅改修事業補助ということで8月いっぱいでしたか、申請が。町民からすると、今、こういう想定外の地震の後で国とか県とか町がいろんな制度をやってくれるというのはわかるんですけども、何かわかりにくいとか周知が足りないとかということがあのような気がするんです。だから、私もてっきり土木総務というから町のアパートとか住宅絡みなのかなと思ってしまったんですけども、その点どうなんでしょうか。町としての周知の仕方ですね、住宅関係についてはこういうものがあるという。町民からするとどこに聞けばいいと。その辺統一されているのかどうかちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず1点目の周知なんですけど、震災住宅改修事業、6,000万円の補正をかけたやつなんですけど、これまでの応募状況を見れば十分に周知はされているというふうに私どもはとらえております。

2点目の修繕料なんですけれども、この52万円の補助は直接個人に渡すものではなくて、いわゆる工事施工業者さんに直接現物支給として補助金として渡します。ですから、住宅を直したいといったときに、一番契約業者さんがこういう補助金もあるよということを十分知っ

ておりますので、実際に修理にかかるときにはこの制度を知らないまま進むということはちょっと考えにくいなと思っています。町民に対する周知もそうなんですけれども、2点目については事業者さんに対する周知を進めておりますので、十分周知されているかなと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 16ページの一番上、衛生費のじん芥処理費の中の災害ごみ処理委託料とそれから解体処理業務委託料なんですけど、このごみの行方はどのようになっているのでしょうか。委託した後、どのようなところに最終的に行っているのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 災害ごみの委託でありますけれども、今まで3回ほど処分をしております。これらにつきましては町と業者の委託契約を結んでおりまして、それらの廃棄物については最終的に前田道路俵東北支店仙台破碎工場ということで、亘理の逢隈の小山にありますけど、そこに最終的に処分をされております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 大河原の衛生センターで焼却とかということはないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（佐藤富男君） 大河原衛生センターでの焼却ではなく、これは震災瓦れきということでコンクリートであるとかブロックであるとかかわらであるということで、それらの専門の処分業者のほうに委託処分しております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。6番佐々木 守君。

○6番（佐々木 守君） 16ページの労働諸費の中で仙南地域職業訓練センターの改修工事費となっていますが、内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 仙南地域の関係でございますけれども、先ほど財政課長のほうが申し上げましたとおり実は2種類がございます。

1点目は、訓練センターの本屋といいますか、もとがあるんですけども、非常に漏水といいますか、防水加工が経年劣化をしまして非常に雨漏りも心配されるということで、大きいのは本屋の防水工事という形の修繕になります。それから、職業訓練センターは61年1月に開所されておりますけれども、外壁の継ぎ目というんでしょうか、そういったところも経年劣化しているということで、そういった目地の修繕というものです。

それからあと、大震災にかかわりまして復旧する部分ということで、北側の排水設備、地盤が軟弱だということで今回の震災で若干補修が必要になったということで、それらの部分。それから、玄関周りでございますけれども、駐車場近辺、それから第1、第2の実習棟に向かう部分の継ぎ目の部分とか、そういった細々の外構の部分ということで、あわせて今回計上させていただいた内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今回の地震でのり面の土砂崩れ等は被害はなかったんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 南光通りの道路沿いのことだろうと思いますけれども、今回は幸いにも土砂崩れの部分は確認はできてございません。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今度町に移管されてますので、できれば今回災害に合わせて土どめ等も検討していただいたほうがよろしいんじゃないかなと、このように思っていましたものから、検討をお願いできればと思います。

○議長（我妻弘国君） 要望でよろしいですか。（「はい、要望です」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年柴田町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時32分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年8月2日

議 長

署名議員 番

署名議員 番